

令和3年度第1回 健康保険委員研修会



全国健康保険協会 神奈川支部

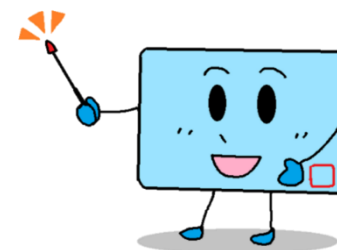
協会けんぽ

ココが知りたい！ 傷病手当金

～新型コロナでも利用できる？～

制度の概要や申請方法、新型コロナウイルスに感染した場合の取り扱いなどについて説明します。

1. 傷病手当金とは
2. どれくらいもらえるの？
3. 申請方法について
4. 新型コロナウイルスに感染した場合も利用できるの？



1. 傷病手当金とは ～制度概要・支給要件～

- 病気休業中に被保険者とその家族の生活を保障するために設けられた制度
- 被保険者が病気やケガのために会社を休み、十分な報酬が受けられない場合に支給
- 法定支給期間は支給開始日から最長1年6ヶ月の期間

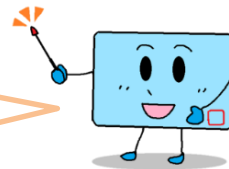
◆ 支給要件 ◆

1. **業務外の事由による病気やケガのため療養中であること**
2. **仕事につけないこと（労務不能）**
労務不能の判定は、療養担当者（医師等）の意見を基に行います。
3. **3日間連続して仕事を休み（待期期間）、4日目以降にも休んだ日があること**
待期に要した3日間に対しては傷病手当金は支給されません。
4日目以降に支給が開始されます。
4. **給与（報酬）の支払いがないこと**
給与の支払いがあっても傷病手当金の日額より少ない場合は、その差額が支給されます。



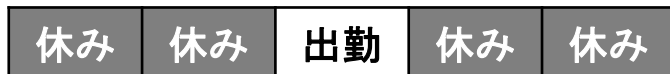
1. 傷病手当金とは ～待期期間～

待期に要した3日間に対しては傷病手当金は支給されません。
4日目以降に支給が開始されます。



(例1)

×待期期間
未完成



待期未完成

⇒ 連続する3日間の休みがないため×

(例2)

○待期期間
完成



待期完成

支給開始

⇒ 有給日・公休日も待期期間に算入OK

ポイント

(例3)

○待期期間
完成



待期完成

支給開始

⇒ 待期期間が完成しているため、出勤を除いた労務不能日から支給対象

(例4)

○待期期間
完成



待期完成

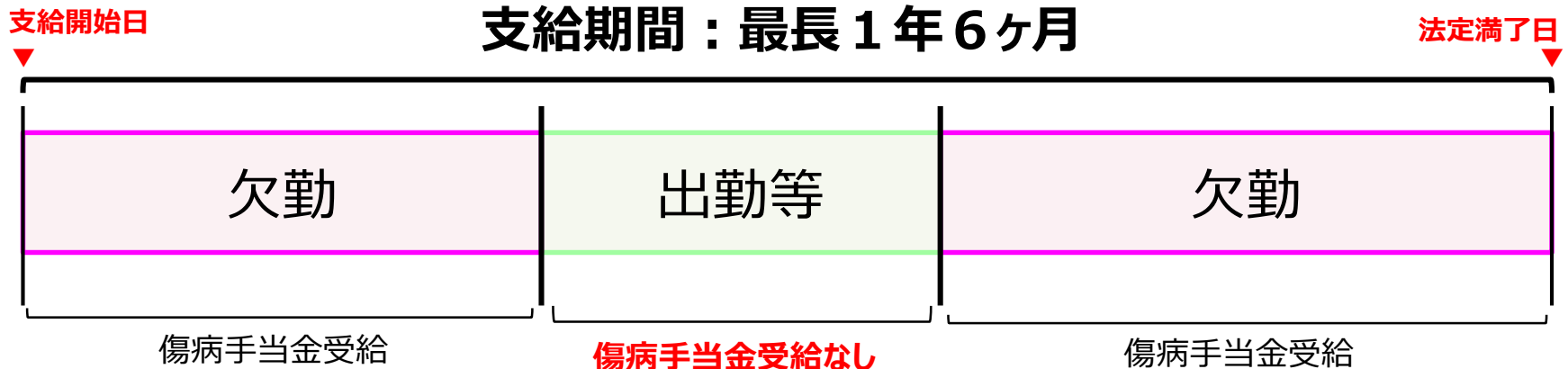
支給開始

⇒ 出勤後、傷病のためその後仕事を休んだ場合、その日(早退日)を待期期間の初日に算入OK!

1. 傷病手当金とは ～支給期間（現行）～

◆ 支給期間（現行） ◆

- 傷病手当金は、『同一の傷病等』については、支給が始まった日（支給開始日）から最長1年6ヶ月の期間で、支給を受ける要件を満たしている日について支給されます。支給開始日は、実際に傷病手当金の支給が開始された日です。



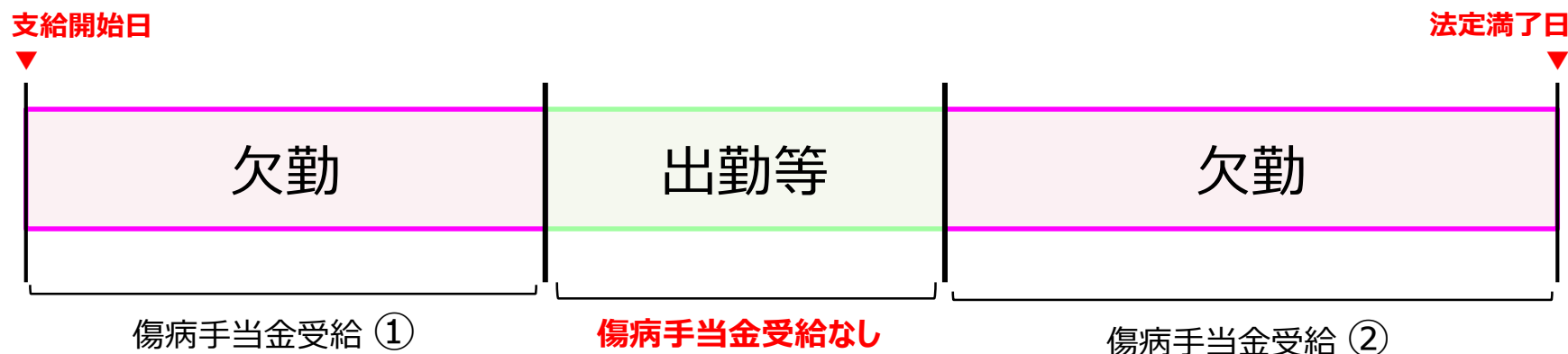
出勤等により傷病手当金を受給していない期間がある場合でも、1年6ヶ月の期間に含まれます！

1. 傷病手当金とは ～支給期間（令和4年1月以降）～

◆支給期間（令和4年1月以降）◆

- 令和4年1月から支給期間の取り扱いが変更となる予定です。
具体的には、支給が始まった日（支給開始日）から法定満了日までを通算化（1年6ヶ月まで）する予定です。
※ 詳細が分かり次第、改めてお知らせいたします。

（注：イメージ）




① + ② = 最長 1年6ヶ月

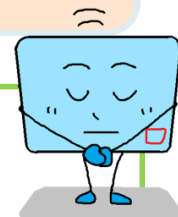
出勤等により傷病手当金を受給していない期間がある場合は、その期間を除いて1年6ヶ月！

資格喪失後の継続給付の要件

- ① 資格喪失日の前日(退職日)までに被保険者期間(協会けんぽ・健康保険組合における被保険者期間)が継続して1年以上あること(任意継続被保険者期間は除く)
- ② 資格喪失日の前日(退職日)に傷病手当金の支給を受けているか、または受けられる状態にあること(※1)

(※1) 資格喪失日前に、少なくとも1日は支給を受けているか、受けられる状態にあることが必要です。受けられる状態とは、待期期間を満了し、傷病手当金が報酬や障害年金の額との調整により支給停止されている状態のことです。よって、資格喪失日の前日(退職日)に出勤し、労務に服している場合は、喪失後の給付は受けられません。

 資格喪失後の継続給付は、断続して受けることができません。一度でも労務可能となり支給が中断された場合、その時点で受給権が消滅し、その後ふたたび労務不能となっても傷病手当金は支給されません。



2.どれくらいもらえるの？ ～算定方法①～

傷病手当金の支給額の算定方法は2パターンあります

算定方法①

支給開始日以前に12ヶ月の被保険者期間がある場合

$$\text{1日あたりの金額} = \left[\text{支給開始日以前12ヶ月間の各標準報酬月額を平均した額} \right] \div 30 \text{日} \times 2/3$$

※支給開始日とは、一番最初に傷病手当金が支給された日のことです。

例 協会けんぽのA事業所に令和2年5月に入社。令和3年5月1日から傷病手当金を受給。

$$(32 \text{万円} \times 4 \text{ヶ月} + 38 \text{万円} \times 8 \text{ヶ月}) \div 12 \text{ヶ月} \div 30 \text{日} \times (2/3) = 8,000 \text{円 (支給日額)}$$

《計算式》

$$36 \text{万} \div 30 \text{日} = 12,000 \text{円 (10円未満四捨五入)}$$

$$12,000 \text{円} \times (2/3) = 8,000 \text{円 (1円未満四捨五入)}$$

年月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5
標準報酬月額 (万円)	32	32	32	32	32	38	38	38	38	38	38	38	38

← 12ヶ月間 →

※支給開始日の翌月以降、標準報酬月額が変更になっても、傷病手当金の支給日額に変更はありません。

2.どれくらいもらえるの？ ～算定方法②～

算定方法②

支給開始日以前に12ヶ月の被保険者期間がない場合

①と②を比べて**少ない方の額**を使用して計算します。

①支給開始日の属する月以前の継続した各月の標準報酬月額の平均額

②30万円 (当該年度(令和3年度)の前年度9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額)

例 協会けんぽB事業所に令和2年7月に入社。それ以前は、協会けんぽ以外(国民健康保険・健康保険組合・共済組合)に加入。令和3年4月1日から傷病手当金を受給。

① $(50万円 \times 6ヶ月 + 75万円 \times 4ヶ月) \div 10ヶ月 = \underline{60万円}$

② 30万円

①>②のため、②の標準報酬月額を使用して計算。

$30万円 \div 30日 \times (2/3) = 6,667円$ (支給日額)

年月	(R2) 5	6	B事業所 ▼ 7	8	9	10	11	12	(R3) 1	2	3	4 支給開始日 ▼R3.4.1
標準報酬月額(万円)			50	50	50	50	50	50	75	75	75	75

← 10月間 →

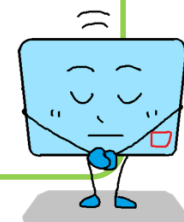
※令和2年6月以前も協会けんぽ加入であれば通算可能

傷病手当金が支給調整(停止)される場合

- (1) 事業主から給料の支払いを受けた場合
- (2) 傷病手当金と出産手当金の両方が受けられる場合
- (3) 資格喪失後に老齢厚生年金や老齢基礎年金、退職共済年金を受けている場合
- (4) 同一の疾病による障害厚生年金、障害手当金を受けている場合

⚠ さかのぼって年金が裁定・改定された場合などは、傷病手当金の一部または全額を返還していただくことがあります。

⚠ 在職中は、老齢または退職を支給事由とする年金が受けられる場合でも傷病手当金との減額調整は行われませんが、資格喪失後は減額調整が行われます。



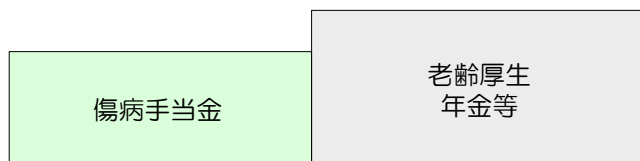
傷病手当金が支給調整(停止)される場合

(3)(4)のケースのように、傷病手当金の支給期間に年金を受給した場合の支給額の計算方法は、以下のとおりです。

$$\text{傷病手当金の日額} - \frac{\text{老齢厚生年金等の年額}}{360} = \text{差額 (支給金額)}$$

(例1)

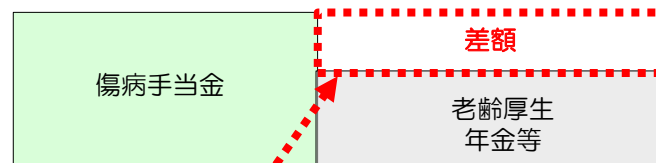
$$\text{傷病手当金の日額} < \frac{\text{老齢厚生年金等の年額}}{360}$$



傷病手当金は支給されません

(例2)

$$\text{傷病手当金の日額} > \frac{\text{老齢厚生年金等の年額}}{360}$$



差額分が支給されます



年金を受給されている場合は、申請書の受給の有無の項目に必ず記入し、年金額が確認できる書類を添付願います！

例2 老齢年金または障害厚生年金を年額1,080,000円受給中で、傷病手当金の日額5,000円の方が申請をした場合

$$\begin{array}{l} \text{傷手日額} \quad \text{年金日額} \qquad \qquad \qquad \text{支給額} \\ 5,000\text{円} - 3,000\text{円} \quad (1,080,000\text{円} \div 360\text{日}) = \underline{2,000\text{円}} \end{array}$$

3.申請方法について

➤ 傷病手当金の申請には以下の申請書（傷病手当金支給申請書）の提出が必要です。

※ 令和3年5月より申請書の押印欄が廃止となりました。

被保険者(本人)記入用

(1頁目)

被保険者(本人)記入用

(2頁目)

事業主 記入用【事業主証明】

(3頁目)

医師 記入用【医師の意見書】

(4頁目)

4.新型コロナウイルスに感染した場合も利用できるの？

- 新型コロナウイルスに感染した場合も傷病手当金の制度は利用できます。
利用が可能な条件については以下のとおりです。

◆利用要件◆

次の（１）または（２）のいずれかに該当する場合に申請が可能です。

- （１） 自覚症状（※１）が**あり**、労務が困難な場合（※２）
- （２） 自覚症状（※１）は**ない**が、医療機関を受診しPCR検査を受けた結果、**『陽性』**となった場合

（※１） 自覚症状＝風邪の症状や37.5℃以上の発熱。
または、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。

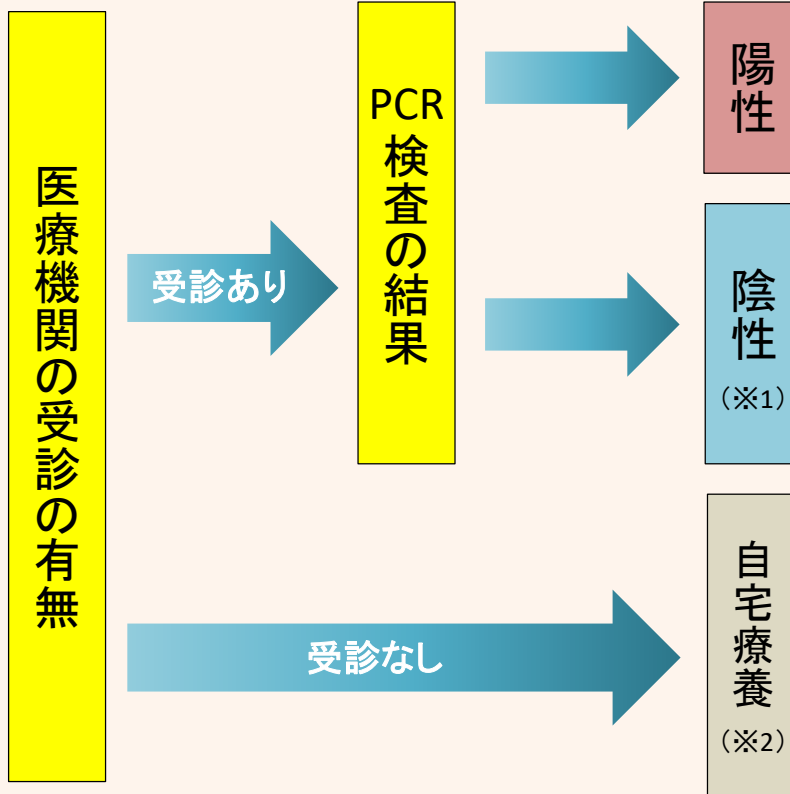
（※２） 陰性が判明した日以降は、申請対象外です。

医療機関の受診の有無など、状況によって申請に必要な書類が異なります。
詳細については次ページにて解説します。

4. 新型コロナウイルスに感染した場合も利用できるの？

新型コロナウイルスに感染した場合も、申請には「傷病手当金支給申請書」を使用します。その他、医療機関の受診の有無など、ケースごとに添付書類が異なります。

自覚症状 **あり**



【必要書類】

- ①傷病手当金支給申請書

【必要書類】

- ①傷病手当金支給申請書(※3)
- ②生活状況の申出書(※4)

(※1)・・・陰性が判明した日以降は支給対象外です。
(陰性が判明するまでに労務不能だった期間のみ申請可能)

(※2)・・・自己判断による自宅療養(医療機関の受診控え)は支給対象外です。

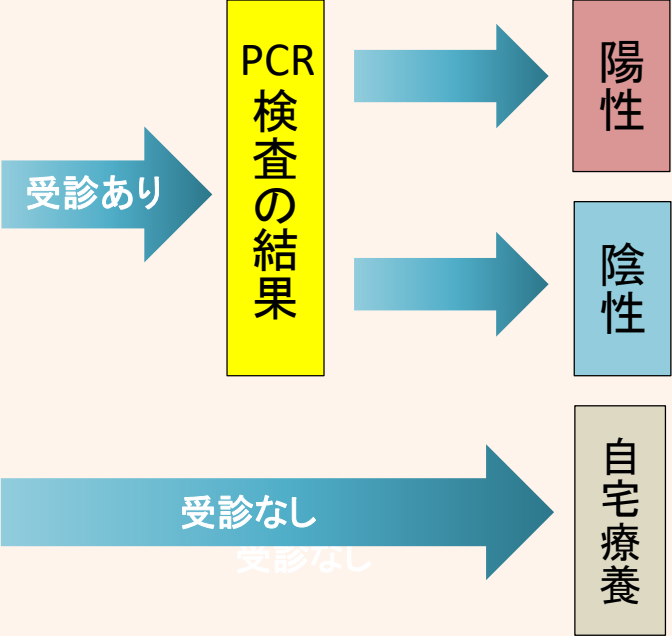
(※3)・・・4頁目(医師の意見書)の取得が難しい場合は、2頁目の【発病時の状況】にその旨を記載してください。

(※4)・・・4頁目(医師の意見書)の取得が難しい場合で、傷病手当金の請求期間が14日以上となる際に記入し、『傷病手当金支給申請書』と一緒に提出ください。

4.新型コロナウイルスに感染した場合も利用できるの？

自覚症状 **なし**

医療機関の受診の有無



【必要書類】
①傷病手当金支給申請書

支給対象外

! 被扶養者(家族)が感染し濃厚接触者となった場合、被保険者自身に自覚症状が無く、労務不能と認められない限り、傷病手当金の支給対象とはなりません。

最後に ～事業所ご担当者様へ～

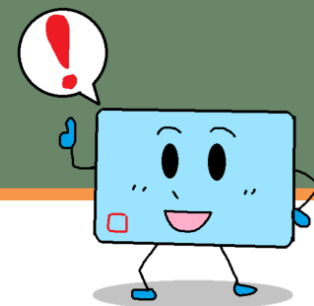
① **傷病手当金の支払いまでの日数は、受付日から半月程度！**
(※不備がない場合)

② **事業主証明の賃金内訳の単価の記入を忘れずに！**

✓ 賃金の単価は特に記入漏れが多い項目です。傷病手当金の支給対象となるか判断するのに必要であるため、忘れずにご記入をお願いします。

③ **申請書の提出は給与の締日が過ぎてから！**

✓ 賃金支給状況は締日ごとの支給状況をご記入ください。



ご清聴ありがとうございました。

